

入 札 公 告

工事について、次のとおり条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

根室市長 石 垣 雅 敏

記

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 光洋団地解体工事(後期 8 工区)
- (2) 工事場所 根室市光洋町 3 丁目 8 6 番地 1 の内、9 0 番地の内、9 3 番地の内
- (3) 予定価格 2 6, 1 4 7, 0 0 0 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）
- (4) 工 期 令和 7 年 1 0 月 3 1 日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで
- (5) 工事概要 工種：解体工事
(住棟) コンクリートブロック造平屋 7 棟 28 戸 延床面積 871.04㎡
(物置) 木造 24 棟 延床面積 77.76㎡

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札参加希望者は、単体企業であって、次の全ての要件を満たしていること。
 - ア 根室市建設工事競争入札参加資格者名簿中、本工事と同種の工事種目に登録されている者であること。
 - イ 根室市内に本店又は営業所を有するものであること。
 - ウ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - エ 本工事の入札執行の日までの間に、根室市の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
 - オ 本工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が 4 年以上あること。
 - カ 建設業法で必要とされている技術者を配置できること。
 - キ 本工事にあつては、石綿障害予防規則第 1 9 条に基づき、元請会社に属する石綿作業主任者（旧特定化学物質等作業主任者）の有資格者を配置できること。

3 入札参加資格の審査

(1) 申請書等

入札の参加希望者は、条件付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提

出し、資格の審査を受けなければならない。

ア 配置予定技術者調書

(2) 受付期間

令和7年10月4日（土）から令和7年10月12日（日）までの開庁日の午前9時から午後5時まで。

(3) 受付場所及び問い合わせ先

根室市常盤町2丁目27番地 根室市建設水道部建築住宅課建築事業担当
(TEL0153-23-6111 内線 3281 番)

(4) 提出方法

持参すること。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、本工事以外には使用しない。

ウ 提出された資料は、返却しない。

4 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果は、令和7年10月17日（金）までに申請者に対し、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

当該書面は令和7年10月22日（水）までの開庁日の午前9時から午後5時までに根室市建設水道部都市整備課都市管理担当に持参すること。

(2) 理由の説明は、説明を求められた日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

6 入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）が次のいずれかに該当したときは、入札参加資格を取消す。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると認められるとき。

イ 申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載したことが明らかになったとき。

ウ 根室市の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けたとき。

7 契約条項を示す場所

根室市常盤町2丁目27番地 根室市建設水道部建築住宅課建築事業担当

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の納付

根室市契約規則第8条第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金の納付

落札した者は、契約金額の10分の1に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

(3) 契約保証金の納付の免除

前項の規定にかかわらず、市を被保険者とする履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 申請書等の配付、閲覧等

(1) 入札参加資格審査申請書等の配付

ア 配付期間 令和7年10月4日（土）から令和7年10月12日（日）までの開庁日の午前9時から午後5時まで。

イ 配付方法 根室市建設水道部建築住宅課建築事業担当にて配布する。（根室市ホームページからダウンロード可。）

ウ 費用 無料。

(2) 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧

ア 閲覧期間 令和7年10月3日（金）から令和7年10月27日（月）までの開庁日の午前9時から午後5時まで。

イ 閲覧場所 根室市建設水道部建築住宅課建築事業担当

(3) 設計図書等に関する質問

ア 受付期間 令和7年10月4日（土）から令和7年10月22日（水）までの開庁日の午前9時から午後5時まで。

イ 受付場所 根室市建設水道部建築住宅課建築事業担当

(4) 質問に対する回答の閲覧

ア 閲覧期間 令和7年10月23日（木）から令和7年10月27日（月）までの開庁日の午前9時から午後5時まで。

イ 閲覧場所 根室市建設水道部建築住宅課建築事業担当

10 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年10月28日（火）午前10時00分

(2) 場 所 根室市常盤町2丁目27番地
根室市役所 2階 防災研修室（201）

11 入札方法等

(1) 郵便又は電報による入札は認めない。

(2) 代理人が入札を行う場合にあっては、委任状を提出すること。

(3) 入札書には、この取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない金額を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の切り捨てた金額をもって契約価格とする。

(4) 入札執行回数は、原則として1回とする。

12 分別解体等の実施の義務付け

本工事は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体方法、再資源化をするための施設の名称及び、所在地を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で入札を行うこと。

13 契約者

本工事契約者は「根室市長 石垣雅敏」であるので、委任状、入札書の宛先は契約者宛にすること。

14 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び建設工事競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格者であっても、審査後、指名停止を受け入札執行時点において指名停止期間中である場合は、その者のした入札は無効とする。

15 支払条件

(1) 前金払 契約額の4割に相当する額以内とする。

(2) 中間前金払 契約額の2割に相当する額以内で請求することができるが、前金払の額と合計して6割を超えることができない。

(3) 部分払 部分払いを選択した場合の、各会計年度において部分払のできる回数は次のとおりとする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に参入しない。 令和7年度1回

(4) 中間前金払と部分払の選択 中間前金払または部分払については、原則として契約締結時にいずれかを選択するものとし、契約締結後の変更は認めない。

16 最低制限価格

設定する。

17 工事費内訳書の提示

(1) 入札執行時、工事費内訳書を提出すること。

(2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

18 その他

(1) 入札参加者は、根室市の建設工事競争入札心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 入札会場においては、企業名及び氏名を記した名札を着用すること。

(3) その他不明な点は、根室市建設水道部建築住宅課建築事業担当（TEL0153-23-6111
内線 3281 番）に照会すること。